



久留米大学医学部看護学科

合格者の集い

2019年12月

# 日本国憲法

## 第二十三条

学問の自由は、これを保証する

### 《解説》

一般に個人として学問を究めることを妨害されないという基本的意義のほかに、その自由を担保するための制度的保障として、大学の自治、教授の自由、義務教育などを含めた広い意味での教育の自由、教育権の所在などが派生的に議論される。

# 学校教育法

## 第一条<学校の範囲>

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

## 第八十三条<大学の目的>

- ①大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。
- ②大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

## 第百四条<学位>



文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業したものに對し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。



“建学の精神”  
国手の矜持（ほこり）は常に仁なり



## 国手の矜持（ほこり）は常に仁なり

- 久留米大学の前身、九州医学専門学校は、当時不足していた医療分野での実践的人物の育英という地域ニーズに応えて1928年に設立されました。伊東祐彦校長は、第1回の講義で次のことを述べています。

「諸君が将来医者になって、余暇に山登りをしたとする。途中の一軒家に病いに苦しむ老婆の姿がある。君ならどうする。その時、そしらぬ顔してゆくか、専門が違うとか、診断の器具がないからと、逃げるか。それでは医者ではない。聴診器がなくとも、薬がなくとも、手があり、目があり、口があるじゃないか、そばに行って少しでもその苦痛を和らげるのが本当の医者だ。」(久留米大学50年史より)

- この話は医師を目指す学生の胸に深く刻まれ、本学の建学の精神の土台となりました。

- 1930年に制定された北原白秋作詞の校歌には「**国手**(こくしゅ)の**矜持**(ほこり)は常に**仁**(じん)なり」と謳われています。  
「**国手**」は本来、名医の意味で使われますが、「**国中ですぐれた名人**」(『大漢和辞典』)の意味があり、全学的に通じる言葉です。「**矜持**」は**自信と誇りを持ち、自身を抑制しながら堂々と振る舞うこと**で、「**仁**」は「**礼にもとづく自己抑制と他者への思いやり**」(『広辞苑』第五版)を意味しています。
- 本学では、この一節を建学の精神として定め、それぞれの分野における**優れた実践的人材(国手)の育成**に努めています。



## 久留米大学の基本理念

真理と正義を探求し、人間愛と人間尊重を希求して、  
高い理想をもった人間性豊かな実践的人材の育成を目指すとともに、  
地域文化に光を与え、その輝きを世界に伝え、人類の平和に貢献することを使命とする。



# アドミッションポリシー

## 【本学科が求める志願者像】

- 人と接することの好きな人
- 温かく優しい心を持った人
- 学修意欲があり、努力を怠らない人
- なにごとにもチャレンジ精神のある人
- 看護学を学ぶ上で基礎学力を有する人

# 看護系大学数及び入学定員の推移



H30年度の教育課程数は、263大学、276課程(1大学で複数の教育課程を有する大学がある)